政令

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十八号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

条約

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第一号

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定

日本国政府及びルクセンブルク大公国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条　定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択され、及び改正される附属書並びに同条約第九十四条の規定に基づいて行われる同条約の改正であって両締約国によって批准されているものを含む。）をいう。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ルクセンブルク大公国にあっては民間航空について責任を有する大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)　「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e)　「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f)　「附属書Ⅰ」及び「附属書Ⅱ」とは、この協定の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ（第十八条の規定により改正されるものを含む。）をいう。

(g)　「特定路線」とは、附属書Ⅰに定める路線をいう。

(h)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

(i)　「構成国」とは、欧州連合構成国をいう。

2　附属書Ⅰ及び附属書Ⅱは、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを含むものとする。

第二条　協定業務の開設及び運営のための権利

一方の締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条　協定業務の開始

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従いその航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2並びに第七条1及び2の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局の要求を満たすため、国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される当該他方の締約国の法令に定める要件を満たすことを示すことが求められる。

第四条　航空企業の特権

1　一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域において運輸以外の目的での着陸を行う特権

2　一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約国の領域内における附属書Ⅰに定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。